

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p><u>(入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会)</u></p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜試験の実施に関し必要な事項を審議するため、入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会を置く。</p> <p>2 前項の審議事項のうち、一般入試に関する事項は入学試験実施委員会において、特色入試に関する事項は特色入試実施委員会において審議する。</p> <p>3 <u>入学試験実施委員会及び特色入試実施委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 <u>(大学入試センター試験実施委員会)</u></p> <p>第7条 委員会に、大学入試センター試験の実施に関し必要な事項を審議するため、大学入試センター試験実施委員会を置く。</p> <p>2 <u>大学入試センター試験実施委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 <u>(入学者選抜方法研究委員会)</u></p> <p>第8条 委員会に、入学者選抜方法に関し必要な事項を審議するため、入学者選抜方法研究委員会を置く。</p> <p>2 <u>入学者選抜方法研究委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 <u>(オープンキャンパス委員会)</u></p> <p>第9条 委員会に、オープンキャンパスの実施に関し必要な事項を審議するため、オープンキャンパス委員会を置く。</p> <p>2 <u>オープンキャンパス委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (雑則)</p> <p>第10条 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部入試企画課において処理する。</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p><u>(入学者選抜試験に関する委員会)</u></p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜試験及び大学入試センター試験に必要な事項を実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。 <u>(1) 入学試験実施委員会</u> <u>(2) 特色入試実施委員会</u> <u>(3) 大学入試センター試験実施委員会</u> <u>(4) その他委員会が必要と認める実施委員会</u></p> <p>2 前項各号に掲げる委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p><u>(広報活動に関する委員会)</u></p> <p>第7条 委員会に、学部学生の入学者選抜に係る広報活動に必要な事項を実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。 <u>(1) オープンキャンパス委員会</u> <u>(2) その他委員会が必要と認める委員会</u></p> <p>2 前項各号に掲げる委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (雑則)</p> <p>第8条 } 第9条 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成28年9月27日から施行する。</p>